毎週火・金曜日発行

秋	目
田	次
県	
公	
壶	۵°

県営土地改良事業の換地処分 (鹿角地域振興局農林部)......6 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の工事の完了 ( 九九七・道路課 ) ... 5 道路区域の変更 ( 九九四・道路課 ) ...... 4 都市計画の変更による送付図書の縦覧 ( 九九三・都市計画課 ) ................ 4 都市計画の決定による送付図書の縦覧 ( 九八九~九九二・都市計画課 ) ......... 4 優良図書等の推奨 ( 九八六・県民文化政策課 ) ........ 字の区域の変更 ( 九八五・市町村課 ) ......1 青少年に有害な興行の指定 ( 九八八・県民文化政策課 ) ....... 青少年に有害な図書類の指定 ( 九八七・県民文化政策課 ) .............................. 2 ページ

### 示

告

# 秋田県告示第九百八十五号

第二項の規定に基づき、告示する。 上市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、潟 同条

処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる 号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五

平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

#### 潟上市昭和豊川槻木字槻 潟上市昭和豊川槻木字正戸尻 潟上市昭和豊川槻木字面無 潟上市昭和豊川槻木字鳥巻 潟上市昭和豊川槻木字面無 四二の一、四二の二、四三、四四の一、四四の二、 の一、二六の二、二七の一から二七の四まで、一 域に隣接する水路である公有地の全部 三一の一の一部、三一の二の一部、三一の四の の一部、四九、五〇の二の一部、五一、五二の一、 四六の一、四六の二、四七、 四二の三まで、四三の一部、 の一部、三九の一から三九の四まで、三九の六、 三一の四の一部、三三の一部、三七の一部、三八 二、三一の一の一部、三一の二の一部、三一の三、 八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇の の七の一部、二四の二の一部、二五の一部、二六 |||の|から|||の四の各|部、|||の五、||| 二三の二の一部、二三の三の一部及びこれらの区 部、三二、三三の一部、三三の一、三四から三六 五二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する 一の二の一部 路である公有地の全部 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水 四〇の一から四〇の五まで、四一、四二の一から に隣接介在する道路、 まで、三七の一部、三八の一部及びこれらの区域 一八、三三の四の一部、三六、三八から四一まで、 変 更 前 の 水路である公有地の全部 字 の 四五の一、四五の二 四八の一、四八の二 X 域 正戸尻 潟上市昭和豊川槻木字 潟上市昭和豊川槻木字 潟上市昭和豊川槻木字 変更後の字の区域

	潟上市昭和豊川竜毛字桃木田
保龍田 湯上市昭和豊川槻木字	路である公有地の全部地の全部並びに二七の一、二七の三に隣接する水地の全部並びに二七の一、二七の三に隣接する水に二六の一部、二七の二の一部、二八の一部及びこ湯上市昭和豊川槻木字荒屋
蘭戸下	隣接介在する道路、水路である公有地の全部四三の一部、四五の二の一部及びこれらの区域に一六から一八まで、一九の一部、二四の二の一部、七の一の一部、九の一部、一○、一三の五の一部、潟上市昭和豊川槻木字面無
	一の二の一部、六四の一の一部、六五の一の一部潟上市昭和豊川槻木字正戸尻
	一九の一の一部湯上市昭和豊川槻木字蘭戸下
	田の一が2000円で、100
面無潟上市昭和豊川槻木字	三の一から三三の三様で、三三の回の一部、三三、二四の一、二五、三一、三二の一、三二の二、三潟上市昭和豊川槻木字槻
正戸尻	隣接する道路である公有地の全部一部、四の二、四の三の一部及びこれらの区域に一の一の一部、一の二の一部、一の三、四の一の一の一の一部、一の三、四の一の潟上市昭和豊川槻木字面無
	道路、水路である公有地の全部

地の全部 地の全部並びに一の二、四の一、四の二、二〇の 二、二一、二二に隣接する道路、 二及びこの区域に隣接する道路、 水路である公有 水路である公有

# 秋田県告示第九百八十六号

三号)第五条の二の規定により、 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十 次の図書を優良な図書として推奨する。

平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典

城

#### 図書

	六	推奨番号
	みんな本を詩	図
	みんな本を読んで大きくなった	書
	った	名
J	レ株式会	発
	レ 株式会社メディアパ	行
	アパ	所
矢性と見性を属くこれで読書の大切さを訴え で読書の大切さを訴え な育成を図るうえにお いて有益であると認め られる。	印生1-該生を磨くうえこの本では青少年が	推
」 が益を、の原で図青大性	惑 本 生 で	奨
ある少切を るう年さ順	をは	理
と え の を く 認 に 健 訴 え め お 全 え ラ	生と感生を唇くうえこの本では青少年が	由

# 秋田県告示第九百八十七号

平成十七年十一月二十二日

平成十七年十一月二十二日から施行する。 三号) 第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例 (昭和五十三年秋田県条例第三十

秋田県知事

寺 田 典 城

漫画大衆GOLD 12月号 株式会社双葉社 著しく青少年の性的図 書 名 発 行 所 指定理由	〇三六四	指定番号
12月号 株式会社双葉社 感	漫画大衆GOLD	図
株式 発	1 2 月 号	書
式 会 社 双 葉 所 社		名
社 行 双 葉 所 社 感	式	発
葉 所 社 感	社	行
感情を刺激し、及び著者しく青少年の性的指 定 理 由	葉	所
刺激し、及び著の性的	感情著し	指
し、及び著 由 理 由	刺 く 青	定
及の性部の	し、毎	理
	及 の性 著 的	由

				映画	成三五秋	1									
六三 八 九	六三八八	六三八七	指定番号		十七年十十二年十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		一〇三七三	- 0三七二	一〇三七一	   0   1   0   1	一〇三六九	一〇三六八	一〇三六七	一〇三六六	一〇三六五
悶絶ふたまた 流れ出る愛液	秘密のかけら	インサイド・ディー プ・スロート	題名	4 - - - - - - -	平成十七年十一月二十二日成十七年十一月二十二日から施行する。成十七年十一月二十二日から施行する。三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平、秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十秋田県告示第九百八十八号		遊名人(YUMEIJIN) Vol.	漫画実話ナックルズ(12月号)	裏モノJAPAN 12月号	パソコンパラダイス 12月号	N P! 12月号	1月号 1月号	レディース・コミック微熱 12月号	艶剣 (enken) Vol. 12	プレイコミック No 21
新東宝映画	インメイント	コムストック	配給元	秋田県知事	·る。 次の興行を青少年に有害な興行として指定し、 ·化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第1		有限会社アンチメデ	ミリオン出版㈱	<b>鉄</b> 人	株式会社メディアッ	株式会社白石書店	笠倉出版社	セブン新社	株式会社海王社	秋田書店
-	は我屋生と秀も、スレスの大きの田泉性又して青少年の粗暴性又		指定理由	争寺田典城	<b>呉行として指定し、平二年秋田県条例第三十</b>								おそれがある。	文は助長し、その健又は助長し、その健	ては桟雪生に秀裕してもの年の粗暴性

"	屋根裏の覗き穴 女子寮の好色親爺	六四〇七
新日本映像	助平ったらしい尻 新日本映像ニュース 五十路おばさん	六四〇六
オーピー映画	淫らな果実 もぎたて白衣	六四〇五
"	女子寮の好色親爺 屋根裏の覗き穴	六四〇四
新日本映像	五十路おばさん 助平ったらしい尻	六四〇三
オーピー映画	乱れ三姉妹 うねる萌え尻	六四〇二
東北新社	タブロイド	六四〇一
"	痴漢電車 エッチな痴女に御用心	六回〇〇
オーピー映画	女サギ師 いんらん痴肉	六三九九
新東宝映画	SEXマシーン 卑猥な季節	六三九八
"	う!	六三九七
新日本映像	痺れ下半身 ガーパン家庭教師が日本映像ニュース ノーパン家庭教師	六三九六
オーピー映画	優しい愛につつまれて	六三九五
ミラクルヴォイス	スウィート・スウィートバック	六三九四
オーピー映画	未亡人女将 我慢できないの	六三九三
"	肉屋と義母 うばう!	六三九二
新日本映像	ノーパン家庭教師 痺れ下半身	六三九一
オーピー映画	四十路の色気 しとやかな官能	六三九〇

### 秋田県告示第九百八十九号

ら都市計画の図書の写しの送付があったので、 設省令第四十九号) 第十二条の規定に基づき、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、秋田市長か 平成十七年十一月二十二日 次のとおり公告する。 都市計画法施行規則 (昭和四十四年建

縦覧に供すべき図書

秋田県知事

寺

田

典

城

秋田都市計画地区計画(御所野地蔵田地区計画)の決定の総括図、

縦覧場所 秋田市山王四丁目一番 一 号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第九百九十号

設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、 ら都市計画の図書の写しの送付があったので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定により、秋田市長か 都市計画法施行規則 (昭和四十四年建 次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十二日

県

田

縦覧に供すべき図書

秋田都市計画地区計画(御所野元町地区計画)の決定の総括図、 計画図及び計画

秋田県知事

寺

田

典

城

縦覧場所

秋

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第九百九十一号

設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、 ら都市計画の図書の写しの送付があったので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十条第一項の規定により、秋田市長か 次のとおり公告する。 都市計画法施行規則 (昭和四十四年建

平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

縦覧に供すべき図書

び計画書 秋田都市計画地区計画 (御所野下堤・元町地区計画)の決定の総括図 計画図及

道路の区域

道路の種類 旧新別

路 線

名

X

縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第九百九十二号

設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、 ら都市計画の図書の写しの送付があったので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、 次のとおり公告する。 都市計画法施行規則 (昭和四十四年建 秋田市長か

平成十七年十一月二十二日

計画図及び計

縦覧に供すべき図書

び計画書 秋田都市計画地区計画 (土崎港中央四丁目地区計画) の決定の総括図 計画図及

秋田県知事

寺

田

典

城

縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号

建設交通部都市計画課

秋田県告示第九百九十三号

二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、 次のとおり公告する。 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第

平成十七年十一月二十二日

縦覧に供すべき図書

秋田都市計画用途地域 (土崎港中央四丁目地区)の変更の総括図、 計画図及び計

秋田県知事

寺

田

典

城

縦覧場所

秋田市山王四丁目一番 一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第九百九十四号

り道路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成十七年十一月二十二日

秋田県知事 寺 田 典

城

敷地の幅員 (メートル)

間

延長 (キロメートル)

4

公

		この長こうして「A.及び「8.とは、周系図面に長示する敗也の区分をしう。	Xバ「B・Lは、 関系図面 I	\ \ 3	この長こうし
四・八二五	九・〇〇~九二・〇〇	番一まで 鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から十和田毛馬内字中陣場七八	二百 / 二 - - - - - - - -	亲	
五・二四八	八・〇〇~四回・〇〇	番五地先まで鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から十和田毛馬内字上陣場七四		Я	一 般 国 道
三・八七三	九・〇〇~九二・〇〇	二まで 鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から十和田錦木字下野田三八番	E B	II	
五・二四八	八・〇〇~四回・〇〇	番五地先まで鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から十和田毛馬内字上陣場七四	A	3	

この表において 及び ا اع 関係図面に表示する勇地の区分をいっ

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場 所 建設交通部道路課

期間 平成十七年十一月二十二日から同年十二月五日まで

り道路の供用を開始する。

平成十七年十一月二十二日

秋田県知事

寺

田

典

城

供用開始の区間

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

次のとお

秋田県告示第九百九十五号

県

り道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のとお

秋田県知事 寺

田 典

#### 供用開始の区間

秋

田

平成十七年十一月二十二日

一 般 国 道	道路の種類
二百八十二号	路線名
十和田毛馬内字中陣場七八番一まで鹿角市花輪字鉄砲二四番一地先から	区
場七八番一まで四番一地先から鹿角市	間

供用開始の期日
平成十七年十一月二十四日

| 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路課

期間 平成十七年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第九百九十六号

市

町 村

名

(橋りょう名)路線 名

I

事

の

完

了 U

た

X

間

工事の種類

工事の完了した日

城

一 般 国 道	道路の種類
百八号	路線名
地先から字田代二五番二地先まで由利本荘市鳥海町上川内字二ツ森	区
番二地先まで 川内字二ツ森二五番七	間

供用開始の期日
平成十七年十一月二十二日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路課

期間 平成十七年十一月二十二日から同年十二月五日まで

秋田県告示第九百九十七号

よる市町村道の工事を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令 (平成十二年政令第百七十五号) 第八条第二項の規定に基づき、 過疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号) 第十四条第一項の規定に 平成十七年十一月二十二日 告示する。

秋田県知事 寺 田 典 城

購読料金

一月三千六百七十五円 ( 税込) 秋田市山王四丁目一番一号

印

刷

者

刷

所